のは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があったときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型地域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったときも」と、同法第百十五条の三十三第二項」に、「」とあるのは「指定又は許可を」と、「」を「取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「」に、「又は許可の」を「若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第二項中「第五十一条」を「第四十一条の二第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号若しくは第三号の届出があったとき、又は介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止」と、同条第五項中「介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」とあるのは「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」と、同法第五十一条」に改める。

第十条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「及び第百二十二条の二」を「、第百二十二条の二及び第百二十二条の三」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「中欄中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項」と、同項下欄中「法第七十六条第一項」とあるのは「、法」を「中「第七十六条第二項」とあるのは、」に改める。

附則第五条の見出し中「納付する」の下に「都道府県内の」を加え、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項第一号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項第二号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
第二十九条の七第一項第三号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第二項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項第一号イ(2)	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第二十九条の七第二項第一号ロ(2)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第二十九条の七第三項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第三項第一号イ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十九条の七第三項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第四項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第四項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

附則第五条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項第一号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
第二十九条の七第一項第二号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
第二十九条の七第一項第三号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項